

○総務省告示第二百七十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年八月二十五日

総務大臣 寺田 稔

一 登録証明機関の名称及び住所

DEKRAサーティファイケーション・ジャパン株式会社

東京都立川市曙町一丁目二八番一〇号ウエストウイング七階

二 登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三 技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四横浜ビジネスパークウエストタワー七階

四 技術基準適合証明の業務の開始の日

令和四年九月一日